

「人権を確かめあう日」集会決議

一九八九年、市町村人権・同和問題「啓発連協」が、毎月十一日は「人権を確かめあう日」を提唱・設定し、市町村、関係機関・団体の協力のもと、取り組みがはじまり、三十四年目になります。長年の活動の成果は、着実に私たちの中に浸透してきました。

今、社会のさまざまな場面で、「ストップ差別」「差別は許さない」という抗議の声が上げられています。沈黙は差別を容認することと同じであり、抗議の声こそが人々や社会を変えていきます。一人ひとりの人権を尊重するという意識が確かなものになってきています。

しかしながら、一年以上続くコロナ禍のもと、私たちの社会は余裕を失い、不寛容になっていきます。繰り返す感染拡大の中、感染者は増加し、多くの尊い命が失われています。コロナ差別、DVや児童虐待が頻発し、人と人のつながりが薄れ孤立する人が増えています。インターネット上では偏見に満ちた書き込みが後を絶たず、これまで存在してきた様々な人権侵害がより深刻な状況になっています。さらに、世界ではロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、平和が脅かされる現実にも直面しました。私たちはこの現状をきびしく見つめ、自らの問題として考え、行動しなくてはなりません。

二〇二二年三月三日は、「全国水平社」が創立されて一〇〇周年という節目です。部落差別と抗い人間の尊厳と自由と平等を取り戻すため、立ち上がった先人たちの意志と行動に深く学ぶことが大切です。「人によってつくられてきた差別は、私たちの努力によって必ずなくすのだ」という自覚と行動が、人権の未来を切り拓いていくのです。

地域と家庭、職場（学校）がつながって、誰もがありのままに安心してともに生きることができ、そんな人権のまちをつくらせていきましょう。そのためにも、毎月十一日は「人権を確かめあう日」の取り組みをより確かなものにし、人と人が豊かにつながり、すべての人を包み込み、一人ひとりが尊重される「人権のまちづくり」を進めなければなりません。私たち一人ひとりの実践で、社会を変えていく大きな広がりをつくっていきましょう。

本日、第三十四回県内一斉集会に参加された皆様とともに、決意も新たに、二〇二二年の市町村民の総意、県民の総意として、「誰もがありのままに輝ける社会の実現を」毎月十一日は『人権を確かめあう日』を合言葉に、取り組んでいくことを誓います。

右、決議します。

二〇二二年四月十一日